

事も我心より外のことものやある事の心をしらぬは、いとかひなし、あさゆふによそのたからをかぞふるになんあるべきなどとき給ひし。○下略

〔源平盛衰記二十三〕 賴朝鎌倉入勧賞附平家方人罪科事  
 山内瀧口三郎同四郎ハ、廻文ノ時、富士ノ山トタケクラベ。○申ナゾド、惡口シタリシ者也、大庭ニ召出サレタリ、佐殿宣ケルハ、汝ガ父俊綱并ニ祖父俊通ハ、共ニ平治ノ亂ノ時、故殿ノ御伴ニ候テ、討死シタリシ者也、其子孫トテ殘留レリ、我世ヲ知ラバ、イカニモ糸惜シテ世ニアラセ、祖父親ガ後世ヲモ弔ハゼントコソ深ク思ヒシニ、盛長ニ逢テ種々ノ惡口ヲ吐、剩景親ニ同意シテ、賴朝ヲ射シ條ハ、イカニ富士山ト長並ベト云シカ共世ヲ取事モ有ケリトテ、土肥次郎ニ仰セテ、速ニ首ヲ刎ヨト下知シ給フ。

〔平家物語五〕 都がへりの事

さしもよこがみをやぶられし太政の入道殿、○清盛さらば都がへりあるべしとて、同じき十二月二日の日、俄に都がへり有けり。

〔太平記九〕 足利殿御上洛事

其上誓言ハ神モ不受トコソ申習ハシテ候ヘ、設ヒ僞テ起請ノ詞被載候共、佛神ナドカ忠烈ノ志ヲ守ラセ給ハデ候ベキ、就中御子息ト御臺トハ、鎌倉ニ留置進セラレン事、大儀ノ前ノ少事ニテ候ヘバ、強ニ御心ヲ可被煩ニ非ズ、

〔太平記九〕 足利殿御上洛事

大行ハ不顧細謹トコソ申候ヘ、此等程ノ少事ニ可有猶豫アラズ、兎モ角モ相模入道ノ申ン儘ニ隨テ、其不審ヲ令散御上洛候テ後、大儀ノ御計略ヲ可被回トコソ存候ヘト被申ケレバ、足利殿此道理ニ服シテ、御子息千壽王殿ト、御臺赤橋相州ノ御妹トヲバ、鎌倉ニ留置奉リテ、一紙ノ起請文